

令和9年度「ともしび元気プログラム事業」補助金について

市では、熱意とやる気を持って地域の元気創出につながる市民活動を行う団体・個人に対し、事業費の助成を行います。

補助制度の概要は次のとおりです。

1. 趣旨

この補助金は「ふるさとの活性化に役立ててほしい」との思いが込められた寄付金を財源として運用しています。

特に、これからスタートしようとするもの、新たな事業・取組を展開しようとするものを対象に、将来的にこの補助金に頼らずに自立した活動を目指すための体制づくりの支援を重視しています。

あわせて、できるだけ多くの団体を応援し地域の元気を創出するという目的から、補助の対象年限は3年間としています。

2. 補助対象

地域貢献や人材育成、市民のつながり創出などを目的として、市民が主体的に活動するものを対象とします。

3. 補助金の額

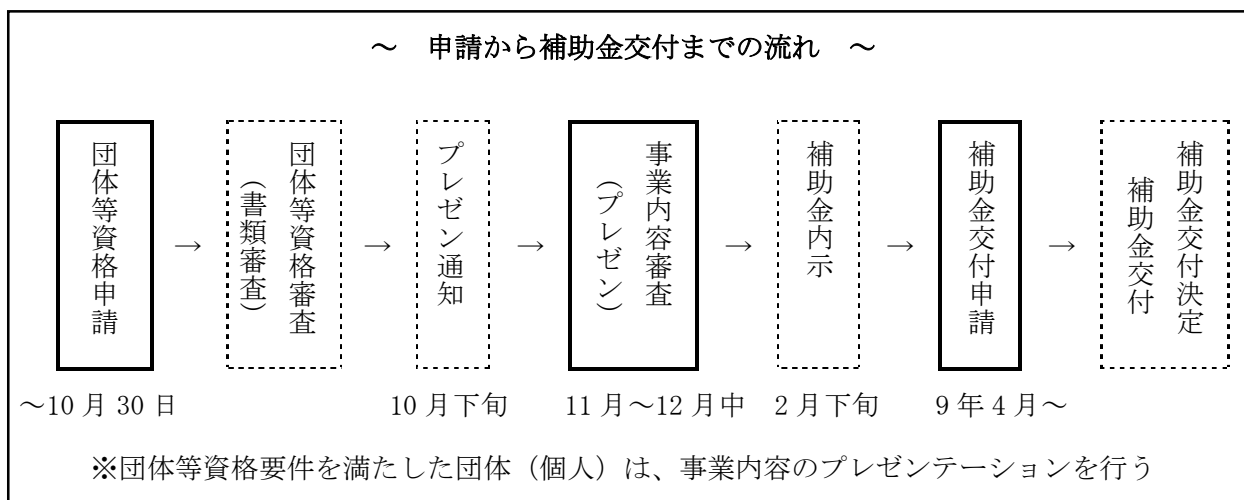
補助対象経費の範囲内で1年間あたり50万円を上限とします。

4. 審査基準

有識者などで構成する「ともしび審査会」で決定します。

5. 交付審査

上記「ともしび審査会」で団体等資格審査およびプレゼンテーションによる事業内容審査を行い、交付を決定します。



6. 令和9年度の事業募集について

令和8年10月1日から令和8年10月30日まで

7. 資格要件

- 1 個人は、由利本荘市民であること
- 2 団体は、主たる事務所（事務局）の所在地が由利本荘市内にあること
- 3 団体は、市民団体として定款、規約を有していること
- 4 由利本荘市を元気にするための活動を行っていること

8. 事業応募（団体等資格申請）に必要な書類

- ・ ともしび元気プログラム事業対象団体（個人）資格審査申請書（様式第1号）
- ・ ともしび元気プログラム事業対象団体（個人）資格審査書（様式第2号）
- ・ 補助事業等計画書（様式第2号（第7条関係））
- ・ 収支予算書（様式あり）
- ・ 個人は、由利本荘市民である証明書（マイナンバーカード表面の写し、住民票、免許証の写し、パスポートの写し等）
- ・ 団体は、定款、規約等組織がわかるもの
- ・ 団体（個人）が発行しているチラシやパンフレット等
- ・ その他市長が必要と認めるもの

9. 補助金交付申請に必要な書類（R9.4.1～）

- ・ 補助金等交付（変更）申請書（様式第1号（第7条関係））
- ・ 補助事業等計画書（様式第2号（第7条関係））
- ・ 収支予算書（様式あり）
- ・ 補助金事前着手承認申請書（様式第4号）※
※ R9.4.1より前に事業着手の場合のみ、補助金内示後、R9.4.1より前に提出
- ・ 納税等状況調査同意書 ※申請者が個人の場合のみ提出
- ・ 特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書 ※申請者が個人の場合のみ提出

10. 補助金の実績報告に必要な書類

- ・ 補助事業等実績報告書（様式第7号（第7条関係））
- ・ 収支決算書（様式あり）
- ・ 事業の活動がわかるもの（写真、チラシ、作業日報等）

11. その他

- ・ ともしび審査会の開催、委員については別に定める
- ・ 事務局は由利本荘市役所企画振興部に置く